

「かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針」（第６次）素案に関する提出意見及びこれに対する県の考え方

１ 意見募集期間

令和６年１２月１７日（火曜日）から令和７年１月１５日（水曜日）まで

２ 提出された意見の概要

（１）意見提出件数

１５件（個人：１人、団体：１団体）

（２）意見の内訳

区 分	延べ件数
ア これまでの県の取組	０件
イ 改定の趣旨	０件
ウ 基本的事項	０件
エ 施策の方向に沿った取組	１０件
オ 施策の推進体制	１件
カ 用語集	４件
合 計	１５件

（３）意見の反映状況

区 分	延べ件数
A 新たな指針案に反映したもの	８件
B 既に取り組んでいるもの	０件
C 今後の施策運営の参考とするもの	０件
D 反映できないもの	０件
E その他（感想・質問等）	７件
合 計	１５件

（４）提出意見及びこれに対する県の考え方

下記の表の「意見内訳」は「（２）意見の内訳」の区分を、「反映状況」は「（３）意見の反映状況」の区分をそれぞれ記載している。

No.	意見内訳	意見の要旨	反映状況	県の考え方
１	エ	Ⅳ ２において、リード文中では「放射性物質等」とあるが、取組内容（４）は「放射性物質」と記載されているので、リード文の「等」は不要ではないか。	A	ご意見を踏まえ反映しました。

2	エ	IV 「5 食品営業等における自主管理の促進」のタイトルを「HACCPに沿った衛生管理の定着促進」としないのはなぜか。	E	本取組の中には、HACCPに関する事項の他に、食品衛生に係る知識の習得や製品等の自主検査の実施などの食品営業等が自主的に取り組む事項についても含まれるため、タイトルを「食品営業等における自主管理の促進」と記載しています。
3	エ	IV 5(1)では「HACCPに沿った衛生管理を適切に実施する」とあるが、IV 6(2)では「HACCPに沿った衛生管理を適正に行う」とある。表現を統一した方が良いのではないか。	A	ご意見を踏まえ反映しました。
4	エ	IV 5(2)において、「営業等」とあるが「食品営業等」ではないか。	A	ご意見を踏まえ反映しました。併せて、当該箇所の文章の表現を修正しました。
5	エ	IV 6(2)において、「テイクアウトやデリバリー、ネットスーパーなど、食品の購入形態や提供方法が多様化しています。こうしたことを踏まえ、食品営業等に対し～」と記載されているが、他の項目と同様に一つの文にした方が良い。	A	ご意見を踏まえ反映しました。
6	エ	IV 6(6)において、「抜き取り検査等」とあるが「等」は何を指しているのか。	E	抜き取り検査以外にも、「いわゆる健康食品」については、実際に販売されている製品の中から買い上げて検査を実施し、無承認無許可医薬品の排除に努めております。
7	エ	IV 6(7)において、「製造等に対して適正管理に係る指導を実施します」とあるが、何を指導するのか。	E	原材料等の適正管理について、指導を行います。
8	エ	13 ページ『(5) 食品衛生法で基準等が定められていない、化学物質や微生物等に関する情報などのデータ収集及び最新の情報を得るための、調査研究等を実施します。』 化学物質に関連して意見です。柔軟剤等のマイクロカプセル香料による被害調査をしていただきたいです。同時に、県民に向けた早急な注意喚起をお願いします。食の場において、食品以外のおいがすることは安全面でも、楽しむ上でも大変問題があります。日本では作る人も食べる人も、常識として無香料を保ってきました。しかし近年の異常な香りブームによって、その美徳は崩れてしまいました。まずは食品製造・販売・流通の場から洗剤・化粧品由来の香りを排除し、安全と安心を確保してくださいようお願いします。 調査研究結果よりも先に、早急な注意喚起、対策が必要です。野菜や米、卵や食品パッケージ等から化粧品の香りがすることは明らかに異常であり、レストランでの食事が他人からの柔軟剤や香水のために台無しになった話もよくあります。不快だけでは済まず、合成香料やマイクロプラスチックを体内に取り込んでしまいます。これらには発がん性や体内の炎症の懸念があります。 大手メーカーの洗剤や柔軟剤等は、1マイクロメートル大のカプセルの中に香料を入れる技術によって、何週間も香りを持続させています。肺胞や血管にも入り込む大きさです。その害に気がついた消費者はすでに無香料製品に切り替えています。注意喚起が不足しているため、問題は全く解決していません。香り付き製品で洗われた	E	本取組は、食品衛生に関する内容であり、洗剤や柔軟剤等の香りについては、食品衛生に関する事項として取り扱っておりません。なお、県では化学物質過敏症について、ホームページで紹介すると共に、リーフレットを作成し、普及啓発に取り組んでおります。

		服からはカプセルと中身の香料が長期間、空中に発散・浮遊しつづけます。カプセルはさらに微細なプラスチック破片となって香料をばらまき、店内の商品を汚損します。商品購入後に移香を発見し、やむなく廃棄したという書き込みがネット上ではよくあります。しかし、移香を感知できない人も同様に被害を受けていることになります。知らずに食べているのです。 2016年10月、カップ麺の移香事故が注目を浴びました。原因は、そばに置いた防虫剤のニオイが移ったことです。しかし、マイクロカプセル香料の場合は距離が離れていてもニオイが付着します。早稲田大学 創造理工学部 大河内博教授のマイクロプラスチックによる大気汚染に関する研究でも、柔軟剤等の香料について言及しています。 マイクロカプセル香料は水資源も汚染します。漁獲されたヤマトシジミから人工香料が検出されたという研究もあります。（「合成香料を内包したマイクロカプセルが水界生態系に与える影響の検証」東京大学 大学院新領域創成科学研究科教授）移香の体験例ですが、石油を連想させる苦味の手作り食品を購入してしまったことがあります。気持ちが悪くなり、食べている途中で廃棄しました。以前から利用していた食品だったので不思議に思い後日、お店を尋ねました。香り付きの洗濯用品を使っているかと聞くと、最近使い始めたという回答がありました。食品用トレーを拭くフキンを確かめさせようと、強い香水のようなニオイがしました。今後もお店を利用したいので、無香料洗剤に戻してほしいと話をしました。 香料による健康被害には個人差があります。腹痛や下痢、嘔吐、頭痛、湿疹など多種にわたります。これらの症状を、食品に付着した病原菌等によるものと勘違いをすることもあるでしょう。また、味の悪さや不快な体験から客離れも起こります。香りによる害は食品、外食業界にとっても大きなダメージではないでしょうか。 マイクロカプセルはマイクロプラスチックの一種でもあります。県内でも大きな問題になっているPFAS等の汚染物質は、マイクロプラスチックの表面に吸着されやすいそうです。相乗効果で、より大きな健康被害が起きる可能性があります。また、マイクロプラスチックは血管内や脳にも侵入するので、認知症との関連性も指摘されています。どうか香りによる害を今一度、食の安全を脅かす問題として再考し、早急な対策していただけますようよろしくお願いします。		
9	エ	IV 8（6）において、「事業者」とあるが「食品関連事業者」ではないか。	A	ご意見を踏まえ反映しました。
10	エ	IV ◎リスクに関する相互理解（リスクコミュニケーション）において、「また、緊急時には、県民及び食品関連事業者の皆さんに食品の安全性等に関する情報を正しく理解いただくため、必要な情報を迅速かつ的確に情報提供します。」とあるが、具体的にはどのように迅速かつ的確に情報提供を実施するのか。	E	緊急時には、迅速に県のホームページに情報を掲載して広く県民及び食品関連事業者あてに情報提供を行います。また、X（旧 Twitter）への投稿及び関係団体あて通知の発出等の対応を行います。

11	オ	V 2 (2) 緊急時の対応において、「食品による重大な健康被害が生じ」とあるが、器具や容器包装等による健康被害も起こり得るので、それらも含めた表現の方がよい。	A	ご意見を踏まえ「食品等による重大な健康被害が生じ」としました。
12	カ	用語集「特定部位」において、「P. 31⇒「BSE」の項参照」とあるが正しくは「P. 29⇒「BSE」の項参照」ではないか。	A	ご意見を踏まえ「「BSE」の項参照」としました。
13	カ	用語集「BSE（牛海綿状脳症）」において、「日本でも平成 13 年 9 月以降、平成 21 年 1 月までの間に 36 頭の感染牛が発見されました。」とあるが、終期を年末あるいは年度末としないのはなぜか。	E	日本国内での BSE の最後の発生が、平成 21 年 1 月であるため、平成 21 年 1 月と記載しています。
14	カ	用語集「BSE（牛海綿状脳症）」において、「世界で約 3 万 7 千頭（1992 年：発生のピーク）から 5 頭（2020 年）へと激減しました。」とあるが、正しくは「世界で約 3 万 7 千頭（1992 年：発生のピーク）から 6 頭（2023 年）へと激減しました。」ではないか。	A	農林水産省ホームページに掲載の「世界における BSE 発生頭数の推移（令和 7 年 1 月 10 日時点）」の表で、2023 年の発生頭数は 6 頭です。ご意見を踏まえ、「令和 7 年（2025 年）1 月 10 日時点」と注釈を付して修正しました。
15	カ	用語集「BSE（牛海綿状脳症）」において、「日本では、平成 22 年（2010 年）以降、BSE は確認されていません。」ではなく「日本では、平成 15 年（2003 年）以降に出生した牛からは、BSE は確認されていません。」と記載しているのはなぜか。	E	厚生労働省ホームページでの文言に揃えた表現にしています。